貝塚市高校生・大学生等通学定期券等補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、貝塚市補助金等交付規則（平成18年貝塚市規則第３号）に定めるもののほか、高校生及び大学生等の通学における交通費の負担軽減を図るため、公共交通機関等を利用する通学者に対して交付する貝塚市高校生・大学生等通学定期券等補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「通学定期券」とは、公共交通機関が発行する鉄道及び路線バスの通学用定期券で、生徒等の住居及び通学先に最も近い鉄道駅又は路線バス停留所までの区間において利用した場合のものをいう。

（補助対象者）

第３条　この補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者（当該者が未成年の場合は、当該者の保護者等（親権者、未成年後見人その他当該者を監護する者をいう。））とする。ただし、補助金以外の通学費の補助を受けている者は、対象外とする。

（１）　令和８年10月１日現在において住民基本台帳法（昭和42年法律第18号）の規定に基づき市の住民基本台帳に登録されている者

（２）　平成16年４月２日から平成23年４月１日までに生まれた者

（３）　学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部、大学（大学院を除き、短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校の高等課程若しくは専門課程又は各種学校その他これらに準ずる教育機関のうち、通学定期券又はスクールバスを利用できる教育機関として市長が適当と認めるものに在学する学生

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、予算に定める範囲内で、第６条に規定する補助対象経費の合計額又は１万円のいずれか小さい方の額とする。

（補助対象期間）

第５条　補助対象期間は、令和８年３月１日から令和９年２月28日までとする。

（補助対象経費）

第６条　補助対象経費は、前条に定める期間内に要した次に掲げる費用とする。この場合において、次に掲げる費用のうちから２以上の費用を要した場合は、その全てを対象とする。

（１）　通学定期券の購入費用

（２）　スクールバス（最も合理的な停留所や場所を利用するものに限る。）の利用負担金

（３）　その他市長が認めるもの

２　前項の規定にかかわらず、要した費用のうちに補助対象期間外に係る費用が含まれる場合における補助対象経費は、当該要した費用を補助対象期間又は補助対象期間外の期間に応じて按分した額とする。

（補助金の交付申請等）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により、市長に申請及び請求をしなければならない。ただし、当該方法による申請及び請求を行うことにつき困難な事情があると市長が認める者は、市長が別に定める方法により申請及び請求を行うことができる。

（１）　学生証、在学証明書又は通学証明書の写し

（２）　通学定期券又はスクールバス利用負担金の領収書等（乗車区間、対象期間、金額等が分かるもの）の写し

（３）　金融機関の振込口座が確認できるもの

（４）　その他市長が必要と認める書類の写し

２　補助金の交付の申請及び請求は、１回限りとし、その期限は、令和９年２月28日までとする。

（補助金の交付決定）

第８条　市長は、補助金の交付の申請及び請求を受けたときは、当該申請及び請求の内容の審査を行い、その交付の可否を決定し、その旨を電子情報処理組織を使用する方法により申請者に通知するものとする。ただし、当該方法による通知を行うことにつき困難な事情があると市長が認めるときは、市長が別に定める方法により通知を行うことができる。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（２）　補助金の交付の要件を満たしていないことが判明したとき。

（３）　市長の指示に従わないとき。

（４）　その他関係法令に違反したとき。

２　市長は、補助金の交付の決定を取り消すときは、補助対象者に通知するものとする。この場合においては、前条第１項の規定を準用する。

（補助金の返還）

第10条　市長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に期限を決めて返還を命ずるものとする。この場合においては、第８条第１項の規定を準用する。

（加算金及び延滞金）

第11条　補助対象者は、第９条の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間について

は、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

２　補助対象者は、補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

３　市長は、前２項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

４　補助対象者は、加算金又は延滞金の全部又は一部の免除を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。この場合においては、第７条第１項（同項各号列記に係る部分を除く。）の規定を準用する。

５　市長は、前項の申請があり、やむを得ない事情があると認め、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除しようとするときは、補助対象者に通知するものとする。この場合においては、第８条第１項の規定を準用する。

（他の交付金等の一時停止等）

第12条　市長は、補助対象者が補助金の返還を命じられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき交付金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該交付金等と未納付額を相殺することができる。

（財産処分の制限）

第13条　補助対象者は、補助事業により取得した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該補助金の額に相当する金額を返還した場合及び市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（書類の保存）

第14条　補助対象者は、補助事業に関する書類を補助金を交付した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（補則）

第15条　この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年９月２５日から施行する。